

院内掲示

令和6年4月1日
心身障害児総合医療療育センター

管理者：所長 小崎 慶介

平成24年厚生労働省告示第75号に基づく「厚生労働大臣の定める掲示事項」については、下記のとおりです。

1 入院基本料に関する事項

当病院では、1日に整肢療護園病棟23人、むらさき愛育園病棟20人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は、別記のとおりです。

2 関東信越厚生局への届出事項

(1) 次の施設基準に適合しています。

(基本診療料に係る届出)

障害者施設等入院基本料（看護配置10対1、看護比率70%以上）

診療録管理体制加算2

特殊疾患入院施設管理加算

療養環境加算

感染対策向上加算3

データ提出加算

入退院支援加算2

小児入院医療管理料5

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6（医科点数表第2章第9部の通則4を含む）
に掲げる手術

(特掲診療料に係る届出)

小児運動器疾患指導管理料

下肢創傷処置管理料

薬剤管理指導料

先天性代謝異常症検査

検体検査管理加算（I）

神経学的検査

CT撮影およびMRI撮影

脳血管疾患等リハビリテーション料（I）

運動器リハビリテーション料（I）

呼吸器リハビリテーション料（I）

集団コミュニケーション療法料

(歯科に係る届出)

初診料（歯科）の注1に掲げる基準

歯科外来診療環境体制加算1

歯科治療児医療管理料

クラウン・ブリッジ維持管理料

(2) 入院時食事療養等の基準に係る届出

入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士及び栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

3 明細書の発行状況に関する事項

「医療費の内容の分かる領収書及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について(平成30年3月5日保発0305第2号)」に基づき、別に掲示してあります。

4 保険外負担に関する事項

当病院では、以下の項目について、実費の負担をお願いしています。

- (1) 紹介状のない場合の初診の一部
- (2) 予防接種料
- (3) 診断書等文書料(詳細は別に掲示してあります)
- (4) 日常生活用品費等(詳細は別に掲示してあります)
- (5) その他、詳細は医事課窓口にお尋ねください。

(別記)

○整肢療護園 I 病棟

- ・ 0時から8時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内
- ・ 8時から16時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内
- ・ 16時から24時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内

○整肢療護園 II 病棟

- ・ 0時から8時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内
- ・ 8時から16時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内
- ・ 16時から24時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内

○整肢療護園 III 病棟

- ・ 0時から8時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は13人以内
- ・ 8時から16時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内
- ・ 16時から24時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は13人以内

○むらさき愛育園 東1階病棟

- ・ 0時から8時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内
- ・ 8時から16時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内
- ・ 16時から24時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内

○むらさき愛育園 西1階病棟

- ・ 0時から8時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は17人以内
- ・ 8時から16時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内
- ・ 16時から24時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は17人以内

○むらさき愛育園 東2階病棟

- ・ 0時から8時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は19人以内
- ・ 8時から16時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内
- ・ 16時から24時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は19人以内

○むらさき愛育園 西2階病棟

- ・ 0時から8時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内
- ・ 8時から16時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内
- ・ 16時から24時までは看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内